中医協 総-24.12.21

厚生労働省発保 1221 第 2 号 令 和 4 年 12 月 21 日

中央社会保険医療協議会 会 長 小塩 隆士 殿

厚生労働大臣 加 藤 勝 信

諮問書

(医療 DX の基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け に係る経過措置、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱い及 び医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算の取扱 いについて)

健康保険法(大正11年法律第70号)第82条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第59条において準用する健康保険法第82条第1項(船員保険法第54条第2項及び第58条第2項に規定する定めに係る部分に限る。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第46条において準用する健康保険法第82条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき、医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱い及び医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算の取扱いについて、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙1「答申書附帯意見」(令和4年8月10日中央社会保険医療協議会答申書別添)及び別紙2「大臣折衝事項」(令和4年12月21日厚生労働省)に基づき行っていただくよう求めます。

別紙1

「答申書附帯意見」(令和4年8月10日中央社会保険医療協議会答申書別添)

- 1 関係者それぞれが令和5年4月からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に向けて取組を加速させること。その上で、令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこと。
- 2 今回新設された医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関し、その評価の在り方について、算定状況や導入状況も踏まえつつ、患者・国民の声をよく聴き、取得した医療情報の活用による医療の質の向上の状況について調査・検証を行うとともに、課題が把握された場合には速やかに対応を検討すること。
- 3 オンライン資格確認を医療 DX の基盤として、今後、患者の同意の下でいかすことができる患者の健康・医療情報が拡大し、さらに安心・安全でより良い医療が受けられる環境が整備されていくということが、患者・国民に広く浸透するよう、関係者が連携して周知を図っていくこと。

令和4年12月21日 厚 生 労 働 省

大臣折衝事項(抄)

7. その他

- (1)令和5年度予算における診療報酬上の対応として、次のとおり対応する。
 - ・ オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、令和5年12 月末までの間、初診時・調剤時における追加的な加算、再診時における加算を設定するとともに、加算に係るオンライン請求の要件を緩和する。
 - ・ 医薬品の供給が不安定な中、患者への適切な薬剤処方の実施や薬局の地域における協力促進などの観点から、令和5年12月末までの間、一般名処方、後発品の使用体制に係る加算、薬局における地域支援体制に係る加算について上乗せ措置を講ずる。

(2)(略)